

## 建築設計業務委託契約書（Aタイプ） 新旧対照表

新	旧
第1条～第33条 略  (前金払) 第34条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.8</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。	第1条～第33条 略  (前金払) 第34条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.9</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。
第35条～第40条 略  (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.8</u> パーセントの割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.8</u> パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。	第35条～第40条 略  (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.9</u> パーセントの割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.9</u> パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。
第41条～第46条 略  (解除に伴う措置) 第47条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条又は第42条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ <u>年2.8</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。	第41条～第46条 略  (解除に伴う措置) 第47条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条又は第42条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ <u>年2.9</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剩があるときは、受注者は、第41条又は第42条の規定による解除にあっては、当該余剩額に前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剩額を発注者に返還しなければならない。

3～4 略

第48条～第53条 略

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剩があるときは、受注者は、第41条又は第42条の規定による解除にあっては、当該余剩額に前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剩額を発注者に返還しなければならない。

3～4 略

第48条～第53条 略